

下農振第12号
令和7年 1月 8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊浦町室津下地区 (室津六区集落、室津七区集落、室津八区集落の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、認定農業者(3経営体)が中心となって地区内農地の5割以上を担っている。他は経営意向が現状維持の耕作者が大部分であるものの、現在の耕作者ができなくなったときに、拡大意向のある担い手が引き受けるだけでなく、新たな担い手の確保や、地域全体で農地を管理していく方法を検討する必要がある。

今後、地域の農地利用を考えていく上で、担い手への集積、鳥獣害への対策、まとまった形で農地を貸せるようにする等の体制整備、並びに園芸作物等の導入による収益性の向上、圃場整備の実施による生産効率の向上等が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型作物を中心に、農作業の効率化を図るため農地の集積・集約化を進め、機械・施設の共同利用等により省力化を図る。

また、「地域内の農業を担う者」への集積・集約は継続しつつ、地域外からの入作や就農者を受入れる体制整備を進め、収益性の向上を目指し園芸作物等の導入を検討しながら、有害鳥獣対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域内の農業を担う者が活用する農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、必要に応じて団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 まとまった形で農地を貸せるようにして、入作や新規就農者を受け入れる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の実現に向け、担い手に農地を集積・集約するため農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等の補助事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の小・中規模の兼業農家と協力し合い、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業については、JAまたは個人のヘリ(ドローン)防除業者へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置・維持管理する。
- ②有機質肥料の活用による減化学肥料への取り組みの継続を検討する。
- ③ドローン等のスマート農機の導入による省力化・省人化に取り組む。
- ⑦多面的機能の直接支払制度及び中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全管理に取り組む。
- ⑩園芸作物の導入に関しては、仕向け先として学校給食を検討する。